あわら市子どもの遊び場

基本設計業務仕様書

令和６年１０月

あわら市

**あわら市子どもの遊び場基本設計業務仕様書**

１　設計概要

1. 施設名　　　　　あわら市複合福祉施設
2. 所在地　　　　　福井県あわら市国影１３－１３
3. 業務内容
	1. 遊び場整備にかかる基本設計書及び設計報告書の作成

遊具等で児童、未就学児が遊んだり体験したりできる施設への改修のための基本設計であり、金額上限は３５０，０００千円（税込）とする（什器備品含む）。

* 1. 建物全体の大規模修繕等にかかる検討書類の作成

経年劣化等における建物の各機能の維持・回復、または機能向上等のための基本設計であり、主な修繕・改修内容は別に示す。

1. 設計与条件　　　「あわら市子どもの遊び場整備基本計画」による

２　履行期限

　　令和７年３月２１日（金）まで

３　適用基準等

　　　本業務は、各種関係法令集及び基準等を遵守すると共に、下記による技術基準等の最新版を適用し、業務の対象である施設の設計内容及び業務の内容が技術基準等に適合するよう実施しなければならない。

1. 建築設計基準
2. 建築構造設計基準
3. 建築工事標準詳細図
4. 建築設備計画基準
5. 建築設備設計基準
6. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
7. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
8. 建築物解体工事共通仕様書
9. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
10. 公共建築工事積算基準
11. 公共建築数量積算基準
12. 公共建築設備数量積算基準
13. 公共建築工事共通費積算基準
14. 建築工事設計図書作成基準
15. 建築設備工事設計図書作成基準

４　業務の範囲

1. 業務全般について
2. 建築（総合）　基本設計に関する標準業務
3. 建築（構造）　基本設計に関する標準業務
4. 電気設備　　　基本設計に関する標準業務
5. 機械設備　　　基本設計に関する標準業務
6. 遊び場整備について

　提案内容および「あわら市子どもの遊び場整備基本計画」を基に必要な改修設計に取り組むこととし、必要な什器備品等を含むこととする。

1. 大規模修繕等について

　　　　現時点において具体的な工事範囲、想定工事費は未定であるため、施設の現況及び建築年度や過去の修繕・改修等の内容を精査し、建物全体の長寿命化の詳細設計に必要な修繕・改修内容の検討を行うこと。また、材料、工法選定ならびに経済比較を行うこと。

1. 防水工事
2. 建具工事
3. シーリング工事
4. 外壁工事
5. 内部工事
6. 電気工事
7. 空調・給排水工事
8. その他必要な工事
9. その他

 　　「別紙１　設計業務　対象業務一覧」のとおり

５　貸与資料等

　　本業務の実施にあたり、使用する各資料は、市において準備し貸与する。その取扱いについては破損、紛失等の事故のないよう適切に管理し、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに返却し、返却時は監督員の検査を受けるものとする。

６　成果品

本業務において使用又は作成した成果品及び著作権は、全てあわら市に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。なお、成果品については別紙２のとおり。

７　再委託

　　受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理を再委託してはならない。

８　その他

　　業務の実施にあたっては、下記による。

1. 関係する法令及び条例等の規定、特記仕様書、適用基準を遵守し、監督員の指示によるものとする。
2. 必要な行政機関等への協議及び届け出等の確認を行うこと。
3. 事前調査を行い、建物および周辺について十分に把握すること。
4. 給水、排水、ガス、電気設備等について必要に応じ関係機関と十分打合せを行い、監督職員と常に緊密に連絡協議をするものとする。
5. 建設費並びに将来的な光熱水費を含めた維持管理費について、コスト縮減に留意するものとする。
6. 工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件の工事単価を調査するなど、適切な算定を行うものとする。
7. 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。
8. 受託者は、業務の実施過程において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない

別紙１　設計業務　対象業務一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 業務内容 |  |
| 基本設計に関する業務 | (1)設計条件等の整理  | (ⅰ)条件整理 | 提示される様々な要求その他諸条件を設計条件として整理する。 |
| (ⅱ)設計条件の変更等の場合の協議 | 提示される要求の内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合において、市と協議する。 |
| (2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | (ⅰ)法令上の諸条件の調査 | 基本設計に必要な範囲で、建築物に関する法令および条例上の制約条件を調査する。 |
| (ⅱ)建築確認申請に係る関係機関との打合せ | 基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。 |
| (3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ | 基本設計に必要な範囲で上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。 |
| (4)基本設計方針の策定 | (ⅰ)総合検討 | 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、業務体制、業務工程等を立案する。 |
| (ⅱ)基本設計方針の策定及び市への説明 | 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、市に対して説明する。 |
| (5)基本設計書の作成 | 基本設計方針に基づき、市と協議の上、基本設計書を作成する。 |
| (6)概算工事費の検討 | 基本設計書の作成が完了した時点において、当該基本設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書を作成する。 |
| (7)基本設計内容の市への説明等 | 基本設計を行っている間、市に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について市の意向を確認する。また、基本設計書の作成が完了した時点において、基本設計書及び報告書を市に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明をおこなう。 |

別紙２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 備考 |
| 遊び場整備に関する基本設計報告書 | 基本方針 | 部数等A4ファイル綴じ　　3部CD-R等　　　3部  |
| 計画概要 |
| 建築（総合）計画・動線計画及び図面・平面計画及び図面・立面計画及び図面・断面計画及び図面・仕上げ計画及び図面・面積表・防災計画 |
| 設備計画・電気設備計画及び図面・給排水衛生設備計画及び図面・空調換気設備計画及び図面 |
| 什器備品計画及び図面 |
| 維持管理計画 |
| 工事費概算書 |
| 工事工程計画 |
| 仮設計画及び図面 |
| 鳥瞰図（完成予想）内観・外観 |
| 大規模修繕等に関する検討書 | 計画概要 | 部数等A4ファイル綴じ　　3部CD-R等　　　3部 |
| 建築計画・平面計画及び図面・立面計画及び図面・その他必要な図面等 |
| 設備計画・電気設備計画及び図面・給排水衛生設備計画及び図面・空調換気設備計画及び図面・昇降機等計画及び図面・その他必要な図面等 |
| 工事費概算書（比較検討表含む） |
| 工事工程計画 |
| 仮設計画 |
| * + 遊び場整備及び大規模修繕等の取り合い部については監督職員と協議するものとする。
	+ 上記のほか必要とする項目・図書は協議の上決定する。
	+ 成果品の提出は事前に監督職員と調整を行うこと。
	+ 電子データは編集可能なデータ（Word,Excel,JWCAD等）およびPDFデータとする。
 |